

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会
工場等判断基準ワーキンググループ

取りまとめ（案）

産業部門におけるベンチマーク制度の見直し
業務部門におけるベンチマーク制度の創設
未利用熱活用制度の創設

平成28年1月25日

経済産業省

目次

1. 産業部門におけるベンチマーク制度の見直し	
(1) 背景・論点	7
(2) 目指すべき水準の計算方法	8
(3) 目指すべき水準の見直し	12
(4) 来年度以降の見直し方針	13
2. 業務部門におけるベンチマーク制度の創設	
(1) 背景・論点	14
(2) ベンチマーク制度の対象となるエネルギー消費量条件	15
(3) コンビニエンスストアにおけるベンチマーク制度	17
(4) その他業種の検討状況	19
(5) 今後の検討方針	21
3. 未利用熱活用制度の創設	
(1) 背景・論点	22
(2) 未利用熱活用制度の制度設計	25
(3) 未利用熱の定義	25
(4) 今後の制度運用方針	28
(5) 未利用熱購入に関する判断基準の創設	28
4. 改正案	
(1) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準	29
(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 様式第9（定期報告書様式）	35
(3) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 様式第11（確認調査結果報告書様式）	53

はじめに

平成 26 年 4 月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、「徹底した省エネルギー社会の実現と、スマートで柔軟な消費活動の実現」に向けた省エネルギーに関する方針が示されたことを受け、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会では、本方針を具体化すべく、昨年 6 月以降、省エネルギーを取り巻く現状を踏まえ、部門ごとの諸課題について把握するとともに、省エネルギーの取組を最大限加速し、新たな成長に繋げるために必要な措置の在り方について検討を行った。

加えて、昨年 1 月以降、エネルギー基本計画に記載された方針に基づき、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に、長期エネルギー需給見通し小委員会が設置され、現実的かつバランスの取れたエネルギー需給構造の将来像（エネルギーミックス）についての検討が進められてきた。このうちエネルギー需要の将来像の策定にあたって重要な要素となる「徹底した省エネルギーの推進」に向けた検討については、省エネルギー小委員会へ委任され、上記の必要な措置と整合する形で検討を行った。

これらの検討の結果を取りまとめ、昨年 8 月に「総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会取りまとめ」（以下「省エネ小委取りまとめ」という。）を策定したところであり、ここに記載される措置の実現に向けて所要の制度設計を行うため、昨年 7 月より工場等判断基準ワーキンググループを開催し、審議を行った。

本報告書は、工場等判断基準ワーキンググループの審議を取りまとめたものであり、本報告書の内容に沿って、適切に省エネ法関連規定を定めることとする。

工場等判断基準ワーキンググループ審議経過

第1回工場等判断基準ワーキンググループ（平成27年7月21日）

- （1）議事の取扱い
- （2）省エネ法の概要
- （3）ベンチマーク制度
- （4）未利用熱活用制度
- （5）今後の予定

第2回工場等判断基準ワーキンググループ（平成27年10月9日）

- （1）業務部門におけるベンチマーク制度
- （2）未利用熱活用制度
- （3）省エネ法の権限に係る国と地方の在り方

第3回工場等判断基準ワーキンググループ（平成27年12月9日）

- （1）ベンチマーク制度に関する報告
- （2）コンビニエンスストアにおけるベンチマーク制度に関する審議
- （3）業務部門におけるベンチマーク制度の検討状況報告
- （4）産業部門におけるベンチマーク制度に関する審議

第4回工場等判断基準ワーキンググループ（平成28年1月25日）

- （1）業務部門におけるベンチマーク制度の検討状況報告
- （2）産業部門におけるベンチマーク制度に関する審議
- （3）取りまとめ案に関する審議

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ（平成27年度）
委員名簿

（座長）

川瀬 貴晴 国立大学法人千葉大学大学院工学研究科教授

（委員）

伊香賀 俊治 慶應義塾大学理工学部システムデザイン工学科教授
亀谷 茂樹 国立大学法人東京海洋大学大学院准教授
木場 弘子 キャスター・千葉大学客員教授
佐々木 信也 東京理科大学工学部第一部機械工学科教授
杉山 大志 一般財団法人電力中央研究所社会経済研究所上席研究員
辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問
判治 洋一 一般財団法人省エネルギーセンター理事
村越 千春 株式会社住環境計画研究所最高顧問研究員
山川 文子 エナジーコンシャス代表・消費生活アドバイザー
山下 ゆかり 一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事
渡辺 学 国立大学法人東京海洋大学大学院准教授

（オブザーバー）

金井 宏樹 石油連盟製造技術専門委員長
前川 修一 一般社団法人セメント協会生産・環境幹事会幹事長代行
勝田 実 電気事業連合会業務部長
竹村 晋一 トヨタ自動車株式会社プラント・環境生技部担当部長
原 茂 一般社団法人日本化学工業協会技術部長
松本 幹雄 一般社団法人日本ガス協会エネルギーシステム部長
黒田 太郎 一般社団法人日本自動車工業会工場環境部会副部会長
山本 雄二 一般社団法人日本ショッピングセンター協会公共政策・環境委員会 環境小委員会副委員長
松尾 孝久 日本製紙連合エネルギー小委員会委員長
渡辺 正治 日本チェーンストア協会政策第三部課長
手塚 宏之 一般社団法人日本鉄鋼連盟エネルギー技術委員会委員長
堀井 浩司 一般社団法人日本電機工業会環境部長

高橋 亜子	日本百貨店協会環境社会貢献委員会事務局長
小川 富由	一般社団法人日本ビルディング協会連合会常務理事
片山 裕司	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会環境委員会委員長
岩佐 英美子	一般社団法人ホテル協会事務局長
生形 陽介	一般社団法人日本旅館協会参事
碓氷 辰男	一般社団法人不動産協会環境委員会委員長

(敬称略)

1. 産業部門におけるベンチマーク制度の見直し

(1) 背景・論点

ベンチマーク制度は、特定の業種・分野について、当該業種に属する事業者の省エネ状況を業種内で比較できる指標（ベンチマーク指標）を設定し、省エネの取組が他社と比較して進んでいるか遅れているかを明確にし、非常に進んでいる事業者を評価するとともに、遅れている事業者には更なる努力を促すための制度である。

省エネ小委取りまとめでは、ベンチマーク制度の目指すべき水準を達成した事業者は事業者クラス分け評価制度（※）の中で省エネ優良事業者に位置付けられ、指導等の措置対象とならないことを明確化し、また、ベンチマーク制度を支援策の要件として活用すべく検討することとするなど、ベンチマーク制度を規制と支援の両面で活用すべく検討することとしている。

産業部門におけるベンチマーク制度は、平成 21 年度から鉄鋼、電気、セメント、平成 22 年度から製紙、石油精製、化学の業種で導入されている。省エネルギー小委員会では、本制度を積極的に活用して事業者の評価を行うべき、そのために必要な制度上の見直しを行うべき、との意見があったところ。

本制度の積極的な活用には、本制度が事業者の実態を正しく評価しているかが重要だが、制度導入から 5 年以上が経過していることから、この間の事業環境変化を考慮して見直しを検討する必要がある、具体的には、本制度の主な構成要素である①対象事業、②ベンチマーク指標、③目指すべき水準について、必要に応じて見直しを行う必要がある点が論点として挙げられた。

特に、③目指すべき水準は中長期的に目指す水準として設定されているが、

- ・ 設定後 5 年以上経過したことから、中長期的に見ても、現行の水準が役割を終えている可能性がある点、
- ・ 当初各業種で達成率が 1～2 割となるよう設定したが、平成 24 年度実績での達成率は 0～30%とばらつきが大きくなっている点、

などから、再設定に向けて重点的に見直しを行う必要がある点が論点として挙げられた。

なお、産業部門におけるベンチマーク制度のうち、電力供給業に関するベンチマーク制度の見直しについては、並行して開催した火力発電に係る判断基準ワーキンググループにおいて議論された。

※事業者クラス分け評価制度

省エネ小委において、メリハリのある省エネ規制体系とすべき旨の意見を受け、省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。優良事業者を業種別に公表して称揚する一方、停滞事業者以下はより厳格に調査する。本評価制度によって、事業者は、他事業者と比較して自らの立ち位置を確認することができる。平成28年度より制度開始予定。

<事業者クラス分け評価制度>

Sクラス	Aクラス	Bクラス	Cクラス
省エネが優良な事業者 6,734社 (54.6%)※1	一般的な事業者 4,240社 (34.4%)※1	省エネが停滞している事業者 1,364社 (11.1%)※1	注意を要する事業者
【水準】 ※2 ①努力目標達成 または、 ②ベンチマーク目標達成 ※3	【水準】 SクラスにもBクラスにも該当しない事業者	【水準】 ※2 ①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度年比増加 または、 ②5年間平均原単位が5%超増加	【水準】 Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分
【対応】 優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。	【対応】 特段なし。	【対応】 注意文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。	【対応】 省エネ法第6条に基づく指導を実施。

※1 平成26年度定期報告（平成25年度実績）総事業者数12,338社より算出

※2 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※3 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

Sクラスの事業者公表

Sクラスの事業者を業種別に公表し、連続在位年数を★の数で表示。

○○業（※日本標準産業分類中分類ベース）		
事業者名	省エネ五ツ星	トップランナー業種
事業者A	★★★★★	△△分野
事業者B	★★★	—
事業者C	★	□□分野
事業者D	—	—
事業者E	—	—

Sクラス連続在位年数を五ツ星上限で記載。Aクラス以下は星なし。

ベンチマーク目標を達成している場合に記載。

Bクラスへの措置の集中

Bクラスの事業者に対し、注意文書送付、報告徴収、現地調査、立入検査を集中実施。

事業者

Bクラス

注意文書

報告徴収

現地調査

立入検査

指導

(2) 目指すべき水準の計算方法

平成20年度工場等判断基準小委員会取りまとめにおいて、ベンチマーク制度における目指すべき水準の設定方法が示されて以降、目指すべき水準はベンチマーク制度対象業種の上位1～2割の事業者が満たす高い水準で設定することとし、具体的には、各事業者のベンチマーク指標を母集団とした「平均一

標準偏差」の値とすることを基本としてきたところ。

(参考) 平成 20 年度工場等判断基準小委員会取りまとめ (抜粋)

④ 目指すべき高い水準について

高い水準については、セクター内の事業を行う事業者のベンチマーク指標における高い水準を示し、事業者が中長期的に目指すべき水準とする。

高い水準を満たす事業者については、省エネ法上、評価することが適切であることから、相当のレベルであることが必要となる。

例えば、最新型の技術を導入した際に得られる理想的な水準を目指すべき水準とすることも一案となる。

また、これまで業界全体として省エネルギーの取組を行った結果、セクター全体として国際的に相当省エネルギーが進んでいるセクターについては、既に最新型の技術を導入しており、一定の評価に値すると考えられるが、その更なる省エネルギーの促進のため、セクター内の国内事業者の分布から、その上層となる事業者が満たす水準を高い水準とするといった手法も一案である。

その場合、セクター内の国内事業者の分布の上層ということで、平均値に標準偏差を加えた水準よりも高い水準の事業者を上層と捉えるといったことも考えられる。(割合にして全体の約 1 割～約 2 割の事業者のみが満たす水準。)

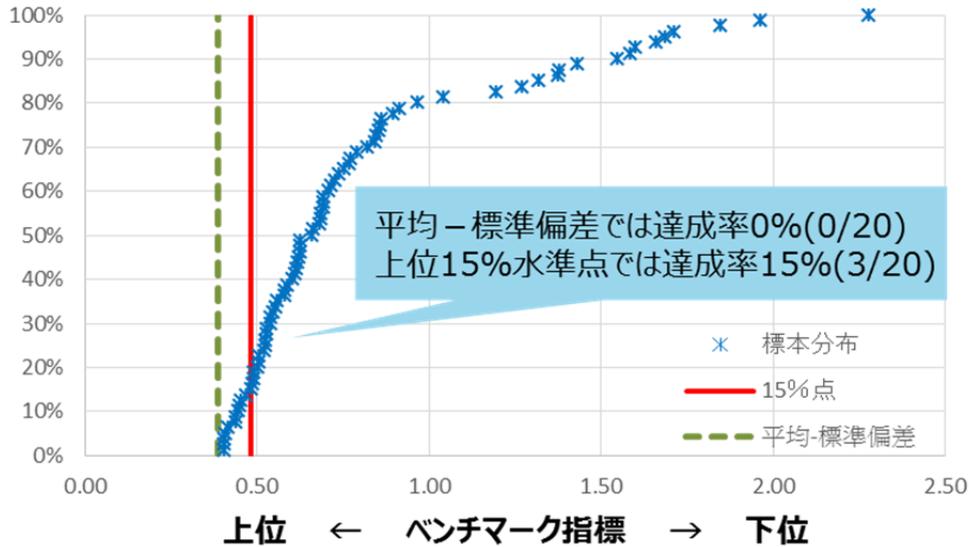
また、特定のセクターにおいて、技術的かつ経済的に可能な範囲内で省エネルギーのポテンシャルを合理的な手法により算出し、それに基づき目指すべき高い水準を設定することが可能な際、平均値に標準偏差を加えた水準と同等もしくはそれ以上の水準となる場合については、その水準を採用することが望ましい。

その他、実証済みであるが普及前の技術について、その普及を仮定した高い水準を設定することも一案である。

一方で、「平均－標準偏差」は、業種内で下位層に突出している少数の事業者のベンチマーク指標によって水準が大きく上がる特徴があり、「平均－標準偏差」を目指すべき水準に設定した場合に、必ずしも達成率 1～2 割となるとは限らないという課題がある。

<「平均-標準偏差」では達成率が0%となる場合（モデル分布）>

下位層の分布に引かれて平均-標準偏差が正しい上位層を算出しない事例（モデル分布）



この課題に対応するため、今回の見直しに当たっては、確実に達成率1～2割の水準に設定可能な「上位15%水準」の考え方に沿って算出することとするべきである。

<上位15%水準（モデル分布）>

21個のデータ点を対象とした場合の
上位15%水準（モデル分布）

上位15%水準

- 3位と4位の間（30と40の間）の3位（14.3%）寄りの点が上位15%水準に相当

順位（数え上げ%）	ベンチマーク指標
1位（4.7%）	10
2位（9.5%）	20
3位（14.3%）	30
4位（19.0%）	40
5位（23.8%）	50
⋮	⋮
21位（100%）	210

また、算出には定期報告された各事業者のベンチマーク指標をデータとして用いるが、特定年度のデータのみを用いると、その年度の特異性（景気動向、エネルギー需給など）の影響を排除できないため、実際の上位層と比較して過大／過小な水準を算出する可能性があることから、目指すべき水準算出に当たっては、現在把握可能な過去4～5年分のベンチマーク指標のデータ全てを対象として、各年度の特異性を均すこととするべきである。

なお、上記の考え方に沿って目指すべき水準を算出すると、以下の表のとおりになる。

＜上位15%水準の算出結果＞

業種		項目	H21	H22	H23	H24	H25	5年度 合計	水準
(1A) 高炉による製鉄業	今回	報告者数	6	6	5	4	3	24	0.562 以下
		達成者数	1	1	1	0	0	3	
		達成率	16.7%	16.7%	20.0%	0.0%	0.0%	12.5%	
	現	達成者数	0	1	0	0	0	1	0.531 以下
		達成率	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	
		報告者数	38	39	35	35	32	179	
(1B) 電炉による普通鋼製造業	今回	達成者数	5	5	4	5	7	26	0.147 以下
		達成率	13.2%	12.8%	11.4%	14.3%	21.9%	14.5%	
		達成者数	4	4	3	3	5	19	
	達成率	10.5%	10.3%	8.6%	8.6%	15.6%	10.6%		
	報告者数	16	17	18	18	19	88		
	(1C) 電炉による特殊鋼製造業	今回	達成者数	2	2	3	2	4	13
達成率			12.5%	11.8%	16.7%	11.1%	21.1%	14.8%	
達成者数			2	3	4	3	5	17	0.36 以下
達成率		12.5%	17.6%	22.2%	16.7%	26.3%	19.3%		
報告者数		17	18	17	17	17	86		
(3) セメント製造業		今回	達成者数	1	2	3	3	4	13
	達成率		5.9%	11.1%	17.6%	17.6%	23.5%	15.1%	
	達成者数		3	4	4	5	5	21	3,891 以下
	達成率	17.6%	22.2%	23.5%	29.4%	29.4%	24.4%		

(4A) 洋紙製造業	今回	報告者数	18	19	21	20	78	6,626 以下
		達成者数	2	3	3	3	11	
		達成率	11.1%	15.8%	14.3%	15.0%	14.1%	
	現	達成者数	4	4	5	4	17	8,532 以下
		達成率	22.2%	21.1%	23.8%	20.0%	21.8%	
		達成率	22.2%	21.1%	23.8%	20.0%	21.8%	
(4B) 板紙製造業	今回	報告者数	28	31	30	31	120	5,311 以下
		達成者数	3	5	5	5	18	
		達成率	10.7%	16.1%	16.7%	16.1%	15.0%	
	現	達成者数	3	4	4	5	16	4,944 以下
		達成率	10.7%	12.9%	13.3%	16.1%	13.3%	
		達成率	10.7%	12.9%	13.3%	16.1%	13.3%	
(5) 石油精製業	今回	報告者数	14	14	13	13	54	0.864 以下
		達成者数	2	1	2	3	8	
		達成率	14.3%	7.1%	15.4%	25.0%	14.8%	
	現	達成者数	2	1	2	4	9	0.876 以下
		達成率	14.3%	7.1%	15.4%	30.8%	16.7%	
		達成率	14.3%	7.1%	15.4%	30.8%	16.7%	
(6A) 石油化学系基礎製品製造業	今回	報告者数	9	10	10	10	39	12.0 以下
		達成者数	3	1	1	2	7	
		達成率	33.3%	10.0%	10.0%	20.0%	17.9%	
	現	達成者数	1	1	1	1	4	11.9 以下
		達成率	11.1%	10.0%	10.0%	10.0%	10.3%	
		達成率	11.1%	10.0%	10.0%	10.0%	10.3%	
(6B) ソーダ工業	今回	報告者数	19	21	22	22	84	3.22 以下
		達成者数	4	2	3	3	12	
		達成率	21.1%	9.5%	13.6%	13.6%	14.3%	
	現	達成者数	8	8	8	8	32	3.45 以下
		達成率	42.1%	38.1%	36.4%	36.4%	38.1%	
		達成率	42.1%	38.1%	36.4%	36.4%	38.1%	

(3) 目指すべき水準の見直し

目指すべき水準は中長期的に目指す水準であることから、目標の一貫性や、省エネ法に基づく評価の連続性という点で、無用な変更は望ましくないため、実際に見直しを行うかについては、その必要性に照らして判断する必要がある。

今回の見直しの必要性は、本来目指すべき水準は達成率1～2割の水準としていているところを、ばらつきが大きいいため、これを是正する必要があるという考え方に基づいている。

そのため、この是正に対応する場合には見直しを行うこととするべきである。具体的には、以下の表のとおり、セメント製造業、洋紙製造業、ソーダ工業について、(2)の計算方法に基づいて見直しを行うべきである。

<業種毎の見直し方針>

業種	今回の計算結果を受けた対応の方向性
セメント製造業 洋紙製造業 ソーダ工業	従来の水準において、過去4～5年分の合計で達成率が2割を超えていることから、 新しい水準へ見直しを行う。
高炉による製鉄業 電炉による普通鋼製造業 電炉による特殊鋼製造業 板紙製造業 石油精製業 石油化学系基礎製品製造業	従来の水準において、過去4～5年分の合計で達成率が1～2割に収まっており、 今回の検討では見直しは行わない。 「高炉による製鉄業」については、従来の水準において達成率が1割以下であるものの、対象事業者数が少なく今回の計算結果が統計上の有意性に乏しいこと、また、過去に達成事業者が存在するため今後の省エネ進展による達成可能性があることから、 今回の検討では見直しは行わない。

(4) 来年度以降の見直し方針

平成20年度工場等判断基準小委員会取りまとめにおいて、ベンチマーク制度は、各業種における技術的動向やエネルギー政策全般の動向といった情勢等を踏まえ、必要に応じ目指すべき水準やその考え方、ベンチマーク指標、業種の範囲について適切に見直しを行うこととしており、特に、目指すべき水準は中長期の期間での目標値として、業界の上位層（上位1～2割が達成）の水準で設定することとしている。

そのため、今後の目指すべき水準の見直しは、以下の場合に検討を行うこととするべきである。

- ・ 業種毎にエネルギー需給や技術的動向等の変化により対応すべき事態が生じた場合
- ・ 前回の見直しの検討から中長期（5年程度）の期間が経過した場合

2. 業務部門におけるベンチマーク制度の創設

(1) 背景・論点

未来投資に向けた官民対話（第3回 平成27年11月26日）ではエネルギー関連の投資と課題が議論され、総理から、業務部門へのベンチマーク制度の拡大の方針が打ち出されたところ。

<未来投資に向けた官民対話>

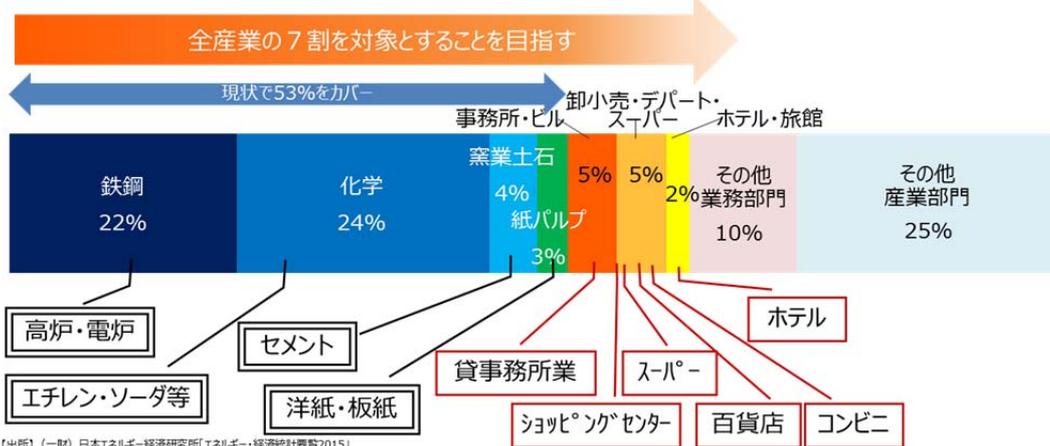


総理発言抜粋

製造業向けの省エネトップランナー制度を、本年度中に流通・サービス業へ拡大し、3年以内に全産業のエネルギー消費の7割に拡大いたします。

官民対話

『『日本再興戦略』改訂2015』（平成27年6月30日閣議決定）に基づき、グローバル競争の激化や急速な技術革新により不確実性の高まる時代に日本経済が歩むべき道筋を明らかにし、政府として取り組むべき環境整備の在り方と民間投資の目指すべき方向性を共有するため、未来投資に向けた官民対話を開催。第3回ではエネルギー関連の投資と課題を議論。



また、省エネルギー小委員会では、業種ごとの実態を踏まえつつ、業務部門におけるベンチマーク制度を創設すべきとの意見があり、適切な制度設計案が固まった業種について、工場等判断基準ワーキンググループにて導入に向けた検討を行う必要がある点が論点として挙げられた。

また、小規模な事業についてもベンチマーク制度の対象とした場合、同業種で大規模に事業を行う他事業者を含めて比較評価する際、事業規模の違いから、他社と比較することの意義や公平性に乏しいことから、ベンチマーク制度における小規模な事業の扱いについて検討が必要である旨についても、省エネルギー小委員会において議論された。

(2) ベンチマーク制度の対象となるエネルギー消費量条件

省エネ法は、原油換算で年間 1500kl 以上のエネルギーを使用する事業者に定期報告等の義務を課しているが、このうち、複数の業種で事業を行っている事業者の中には、個別の業種ではエネルギー使用量が 1500kl を超えない場合がある。特に、業務部門は産業部門と比較してエネルギー消費量が少ない上、一つの事業者が多角的に複数の事業を行っている特徴があり、エネルギー使用量が少ない副次的な事業（以下「小規模な事業」という）が多く存在することが見込まれる。

小規模な事業についてもベンチマーク制度の対象とした場合、同業種で大規模に事業を行う他事業者を含めて比較評価する際、事業規模の違いから、他社と比較することの意義や公平性に乏しいことから、小規模な事業については、省エネ法においてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者とされている要件である「エネルギー使用量が原油換算で年間 1500kl」に満たない場合には、本制度の対象外とすべきである。すなわち、ベンチマーク制度が導入された業種においてエネルギー消費量が 1500kl 未満の事業者は、その業種におけるベンチマーク制度の対象外とすべきである。

なお、この考え方に沿った場合であっても、以下の表のとおり主な業種において概ね 95%以上のエネルギー使用量をカバーできることから、その業種におけるベンチマーク制度のカバー率が大きく低下することはない見込みである。

＜主な業種におけるエネルギー消費量のカバー率＞

主な業種において、その業種単独でのエネルギー使用量が年間 1500kl 以上となる事業者のみに着目しても、エネルギー使用量ベースではその業種全体の 95%以上をカバーできる。

産業部門（平成 24 年度実績）

業種	事業者数	事業者数ベース カバー率	エネルギー使用量 ベースカバー率
高炉による製鉄業	4	100%	100%
電炉による普通鋼製造業	34	100%	100%
電炉による特殊鋼製造業	20	100%	100%
電力供給業	11	100%	100%
セメント製造業	15	100%	100%
洋紙製造業	21	100%	100%
板紙製造業	29	100%	100%
石油精製業	13	100%	100%
石油化学系基礎製品製造業	9	100%	100%
ソーダ工業	20	100%	100%

（省エネ法に基づく定期報告書を参考に資源エネルギー庁作成）

業務部門（平成 24 年度実績）

業種	事業者数	事業者数ベース カバー率	エネルギー使用量 ベースカバー率
ホテル・旅館	493	66%	95%
貸事務所	547	71%	98%
ショッピングセンター	142	90%	99%
百貨店	86	98%	100%
スーパー	614	75%	99%
コンビニエンスストア	51	59%	100%

（省エネ法に基づく定期報告書を参考に資源エネルギー庁作成）

(3) コンビニエンスストアにおけるベンチマーク制度

ベンチマーク制度導入には①対象事業、②ベンチマーク指標、③目指すべき水準、の設定が必要であり、コンビニエンスストアのベンチマーク制度については、以下のとおり検討を行った。

①対象事業

日本標準産業分類におけるコンビニエンスストア（5891）に従い、「主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業で、店舗規模が小さく、終日または長時間営業を行う事業」とする。

②ベンチマーク指標

コンビニエンスストアの場合、店舗におけるエネルギー消費量のほとんどが電気であり、寒冷地の一部等では他のエネルギー（灯油やガス）を使用しているケースがあるものの、全体に占める割合はごく僅かとなることから、ベンチマーク指標となる原単位の分子には、コンビニエンスストアの全店舗における電気使用量とすることが妥当である。

ベンチマーク指標となる原単位の分母にはエネルギーの使用と密接に関係する指標を用いる必要がある。

近年、コンビニエンスストア店舗におけるエネルギー消費量の構成比は変化しており、床面積はそのままに、チケット販売機やATM、ファストフード等の店内調理機器の導入、地域インフラとしての行政サービスの代行等のエネルギー使用量に影響する商品・サービスが増えてきている。

床面積を分母とした場合、これらの新サービス設備の導入が原単位悪化と評価され、コンビニの経済活動を阻害する恐れがあり、現に、日本フランチャイズチェーン協会は、低炭素社会実行計画における原単位指標として2013年度からは「売上高あたりのエネルギー使用量」を採用しているところ。

低炭素社会実行計画の指標と目標を合わせることで、業界一丸となって省エネに取り組むことができるよう、また、経営層の省エネへの必要性の認識を一層促すよう、ベンチマーク制度においても「売上高」を分母として用いることが妥当である。

なお、売上高と床面積×営業時間について、エネルギー使用量との関連を分析すると、以下のとおりとなり、売上高についても床面積×営業時間と同等の関連性がある。

<エネルギー使用量との関係>

エネルギー使用量と売上高の相関を見ると、決定係数 (R^2) は 0.96 と高く、営業時間×延床面積と比較しても同等の相関を有している。



店舗内設備のエネルギー使用量との因果関係は、「売上高」の方が高いと考えられる。

○: 因果関係が高い ×: 因果関係が低い

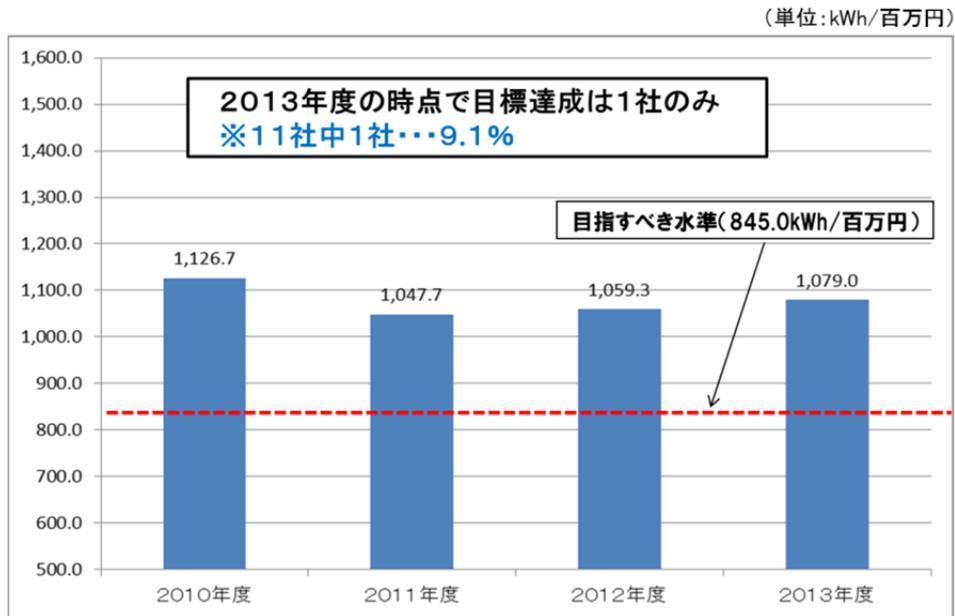
店舗内設備	エネルギー使用量の主な変動要因	売上高	床面積×営業時間
空調設備【20.6%】	来店人数 (売上高)・床面積・営業時間	○	○
照明設備【15.9%】	床面積・営業時間	×	○
冷蔵・冷凍設備【24.6%】	商品回転率 (売上高)	○	×
加熱保温設備【26.1%】 (フライヤー、電子レンジ等)	商品回転率 (売上高)	○	×
その他設備【12.8%】 (ATM、チケット販売機等)	サービス稼働率 (売上高)	○	×

③目指すべき水準

目指すべき水準は、低炭素社会実行計画の目標値と合わせ 845kWh/百万円以下とすることが妥当である。この水準は、2013 年度実績において日本フランチャイズチェーン協会会員でコンビニエンスストア業を行う 11 社中 1 社が達成する水準であり、目指すべき水準の要件 (同業種の上位 1～2 割の事業者が満たす水準) を満足している。

なお、1. (4) 来年度以降の見直し方針を踏まえ、コンビニエンスストアについても扱う商品やサービスの変化等により、必要に応じて目指すべき水準について見直しを検討することが必要である。

＜目指すべき水準とベンチマーク指標平均値推移＞



(4) その他業種の検討状況

ベンチマーク制度の導入に向けた検討状況について、現時点で検討している案及び課題について、各業界のオブザーバーより以下のとおり報告を受けた。

①ショッピングセンター

対象事業について

- ショッピングセンターの定義は、日本ショッピングセンター協会の作成した定義を採用することを検討中。
- エネルギー使用量に違いのある、オープン型、クローズ型、都市型、地下街型の店舗形態に分けて評価することを検討中。

ベンチマーク指標について

- ベンチマーク指標は、「延床面積×時間あたりのエネルギー使用量」とすることを検討中。
- 課題はテナントの業種によりエネルギー使用量が大きく異なること。対策として、省エネ法におけるオーナー・テナントのエネルギー管理範囲のすみ分けに従うことで、テナントの影響を極力抑えることを検討中。

- その他課題として、屋内駐車場の扱い、各テナントの営業時間の違いがある。

②スーパーマーケット

対象事業について

- 大型スーパーと中小型スーパーなど多様な店舗形態によりエネルギー使用量が異なるため、業態をどのように区分するかが課題。

ベンチマーク指標について

- 立地、売場面積とバックヤードの比率などによりエネルギー使用量が異なり、延床面積による単純比較はできない。公平に評価できる指標を検討する。

③百貨店

対象事業について

- 店舗の立地（都市店・地方店・ターミナル店・郊外店）、築年数、商品構成によりエネルギー使用量が異なるのが課題。

ベンチマーク指標について

- ベンチマーク指標は、低炭素社会実行計画の目標「延床面積×時間あたりのエネルギー使用量」と合わせるか、新たな目標を設定するのかを検討中。
- 課題は、駐車場面積、事務所面積など店舗以外の施設の扱いと、営業時間の違い。

④貸事務所

対象事業について

- 日本標準産業分類の貸し事務所業（6911）を対象とすることを検討中。

ベンチマーク指標について

- ビルの省エネ評価において、ビルの仕様と運営状況の両方が評価される指標であるべきであり、省エネセンターが開発した省エネポテンシャル推計ツール（ECTT）を指標として検討中。
- 課題は、省エネポテンシャル推計ツール（ECTT）の評価の適切性と、検証に多くの時間が必要となること。

⑤ホテル

対象事業について

- シティホテル・リゾートホテル・ビジネスホテルなど営業形態の違いがあり、それぞれのエネルギー消費傾向は大きく異なる。これらの違いを適正に評価できるかが課題。

ベンチマーク指標について

- 会員企業へエネルギー消費に関するアンケートを実施し、ホテルのエネルギー消費に影響を与える要因を分析。その結果、相関係数の高いものから、総延床面積、ホテル部分面積、客室数、従業員数、収容人数などとなった。
- 営業形態の違いを反映できる指標として、重回帰分析に基づくベンチマーク指標を検討中。この指標は、標準的なホテルのエネルギー消費量を推計したものを分母とし、当該ホテルのエネルギー消費量の実測値を分子として値を算出するもの。

(5) 今後の検討方針

来年度の工場等判断基準ワーキンググループにおいて継続的に審議を行うこととする。

なお、現在検討中の業種については、本ワーキンググループにおいて、「業務部門の検討をさらに進めるためには、エネルギー消費データに基づいた分析が必要である」との指摘があったところ。今後は、ベンチマーク制度の早期導入に向けてデータに基づいた検討を進め、適切な制度設計が固まった業種から順次審議を行い、業務部門のベンチマーク制度の導入拡大を図ることとする。

3. 未利用熱活用制度の創設

(1) 背景・論点

省エネ法定期報告において、エネルギー消費原単位は事業者の省エネ取組を総合的に評価するための指標であり、判断基準では中長期的に年平均1%以上低減することを努力目標としているところ。

また、一般的な省エネ取組のひとつとして、生産等の過程で発生した副生エネルギーを回収して自社内で再利用する取組があり、この取組を進めることで、エネルギー消費原単位を低減できる仕組みになっている。

さらに、副生エネルギーの回収のために専用設備や管理標準を導入する努力を積極的に行った結果として、自社での用途がない副生エネルギーが発生する可能性があり、このような場合には、当該副生エネルギー量を外部販売するか、廃棄するか、そもそも回収をやめる必要が生じるが、副生エネルギーを外部販売する努力を、廃棄や回収中止と同等として評価することは省エネ取組の評価として公平性を欠くため、「販売した副生エネルギー量」については、エネルギー消費原単位の算出の際、エネルギー使用量から差し引くことによって、エネルギー消費原単位を低減できる仕組みになっている。

基本的に、自社内で発生した副生熱や余剰熱などの排熱は、可能な限り自社内で活用することが望ましいが、それでもなお自社内で用途がない廃熱（未利用熱）については、外部へ提供して活用することが国全体の省エネに繋がることから、積極的に掘り起こすことが重要であり、これらの取り組みは既に判断基準の目標部分に掲げられているところ。

しかし、工場等で燃料の燃焼等によって発生した熱のうち、約3,000万kl分が工場外へ排出される熱となり、このうちの一部が他の工場等で活用されているものの、多くは用途のない未利用熱として廃棄されていると見込まれる。

<温度帯別全国排熱量>

- ・ 工場の敷地外へ排出される熱のうち、計測可能なものの量についてアンケートを行い、全国での量を推計したもの。
- ・ 排出される熱には、他の工場等で活用される熱とそのまま廃棄される熱が含まれる。

単位：原油換算 kl

ガス排熱 ※1		温水排熱 ※2		固体排熱 ※3		全国 排熱量
G500	779,026					
G450	232,216					
G400	222,919					
G350	543,351					
G300	1,008,107					
G250	1,759,782	H100	526,702			
G200	3,228,862	H080	326,162	S1000	612,540	
G150	7,105,506	H060	382,810	S0500	50,919	
G100	11,375,881	H040	1,178,161	S0200	61,297	
ガス 排熱計	26,255,649	温水 排熱計	2,413,835	固体 排熱計	724,756	29,394,241

※1 ガス排熱とは、燃料を燃焼した際に排出される排気ガスや温風などであって、その温度が 100℃以上のものを指す。なお、石炭などを原料として投入した際に発生する副生ガスも含む。

※2 温水排熱とは、工場等から排出される排温水であって、40℃以上のものを指す。なお、100℃以上の蒸気として排出される場合も含む。

※3 固体排熱とは、工業炉等の高温固体から排出される熱であって、200℃以上のものを指す。

温度帯区分

ガス排熱		温水排熱		固体排熱	
G500	ガス排熱 500℃以上				
G450	ガス排熱 450-499℃				
G400	ガス排熱 400-449℃				
G350	ガス排熱 350-399℃				
G300	ガス排熱 300-349℃				
G250	ガス排熱 250-299℃	H100	温水排熱 100℃以上 蒸気含む		
G200	ガス排熱 200-249℃	H080	温水排熱 80-99℃	S1000	固体排熱 1000℃以上
G150	ガス排熱 150-199℃	H060	温水排熱 60-79℃	S0500	固体排熱 500-999℃
G100	ガス排熱 100-149℃	H040	温水排熱 40-59℃	S0200	固体排熱 200-499℃

(出典)財団法人省エネルギーセンター「工場群のエネルギーシステムに関する調査研究平成12年度成果報告書」(平成13年5月)

現行制度では、自社で熱を使用する際、燃料使用と未利用熱の活用は、エネルギーの使用という点で同等と評価し、エネルギー消費原単位の算出にあたって差別化していない。一方で、未利用熱の活用によって、未利用熱のやり取りをした2つの事業者全体では投入エネルギー量が減少したこととなり、上記のように同等に評価することは、省エネ取組の評価として公平性を欠く可能性がある。

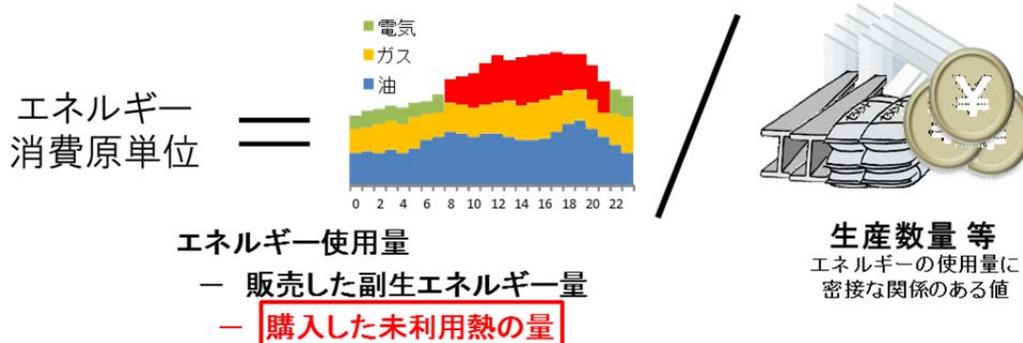
加えて、未利用熱のやり取りを行う事業者は、このために専用の設備や管理標準を導入する取組を行っていることから、この取組の有無を同等として評価することは、省エネ取組の評価として公平性を欠く可能性がある。

このような考えに沿って、省エネ小委取りまとめでは、外部で発生した未利用熱を購入して自ら消費する行為(未利用熱購入)を、省エネ取組の一環とみなして評価する制度を創設すべきとしたところ。

(2) 未利用熱活用制度の制度設計

外部で発生した未利用熱を購入して自ら消費する行為（未利用熱購入）を、省エネ取組の一環とみなして評価するため、熱提供側が未利用熱であると区分した分のエネルギーについては、現行制度上の「販売した副生エネルギー量」と同様に、エネルギー消費原単位の算出にあたってエネルギー使用量から差し引くことができる制度を創設し、未利用熱購入を促進すべきである。

<エネルギー消費原単位算出時の未利用熱購入の扱い>



(3) 未利用熱の定義

未利用熱活用制度の創設にあたって、対象となる「未利用熱」の定義を明確にする必要がある。

未利用熱とは、本来自社内で用途がないものであるため、本制度の対象となる未利用熱は、「他事業者へ提供しなければ、省エネ法判断基準に従って取組を行っても発生を抑制できず廃棄することが見込まれる熱」と定義することが妥当である。

この定義に沿うと、代表的な事例では、以下の扱いになる。

事例①

従来通り生産を継続する中で生産設備（ボイラなどのエネルギー供給のための設備を除く。）から発生する廃熱は、本制度の活用の有無にかかわらず発生を抑制することができないため、未利用熱となる。

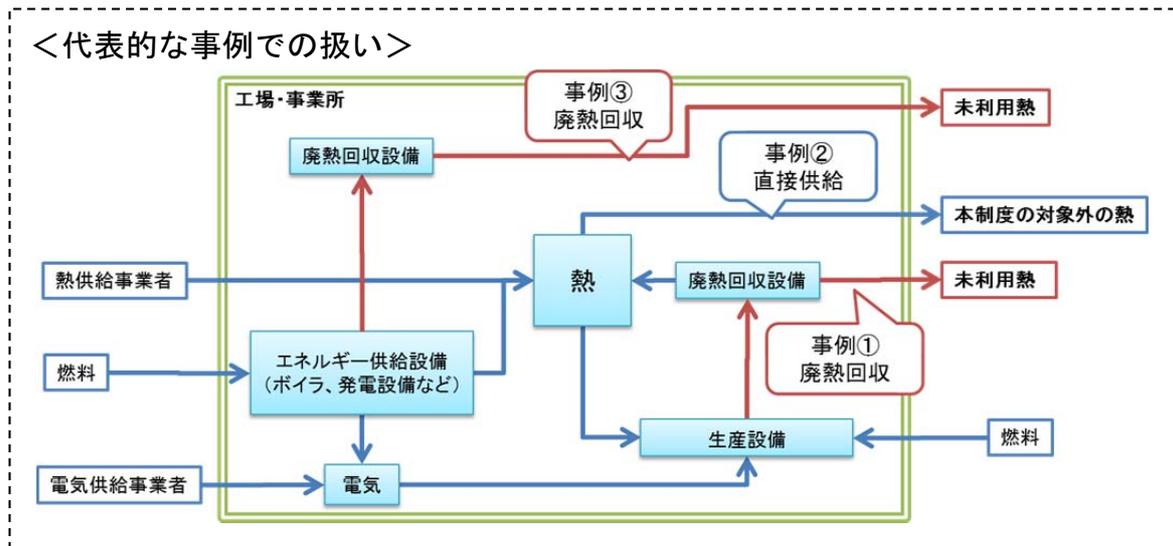
事例②

ボイラなどのエネルギー供給のための設備から得た熱の全部又は一部を直接他事業者へ供給している場合、当該熱の供給を止めたとしても、ボイラの停止又は出力調整によって当該熱の発生を抑制することができる。

ため、当該熱は未利用熱ではない。

事例③

ボイラからの排気熱は、従来通りボイラを稼働する中で、本制度の活用の有無にかかわらず発生を抑制することができないため、未利用熱となる。

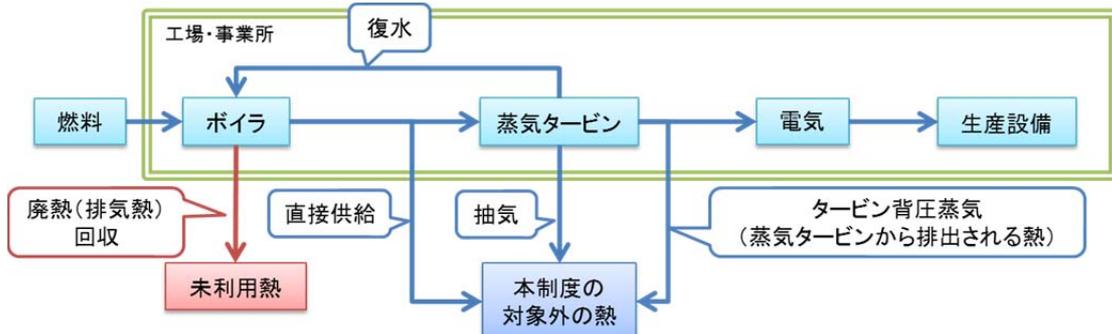


また、発電設備から電気と熱を得るコージェネレーションによって得られる熱については、一律に対象／対象外とはできず、定義に沿って判断することとなるが、代表的な事例では、以下の扱いとなる。

コージェネ事例① 蒸気タービンを用いた発電設備から回収した熱

蒸気タービンを用いて電気と熱を得ている場合、発電のためにタービンを稼働し続けると熱の発生を抑制できないが、この熱については、抽気や背圧蒸気利用などの手段で、想定される熱需要に応じた性質（温度、圧力、流量など）を持つように、タービンを設計している。

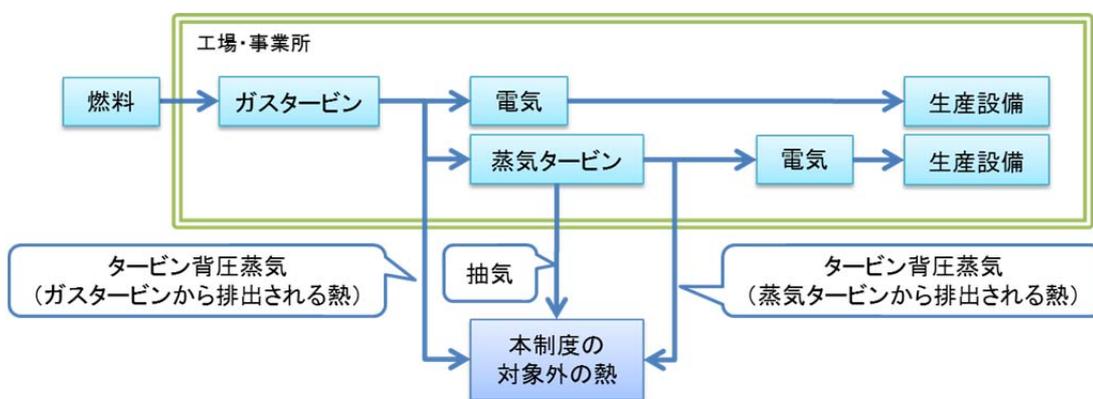
元々、所望の性質の熱の販売を目的としていることから、蒸気タービンから得られる熱は本制度の対象外となる。



コージェネ事例② ガスタービンを用いた発電設備から回収した熱

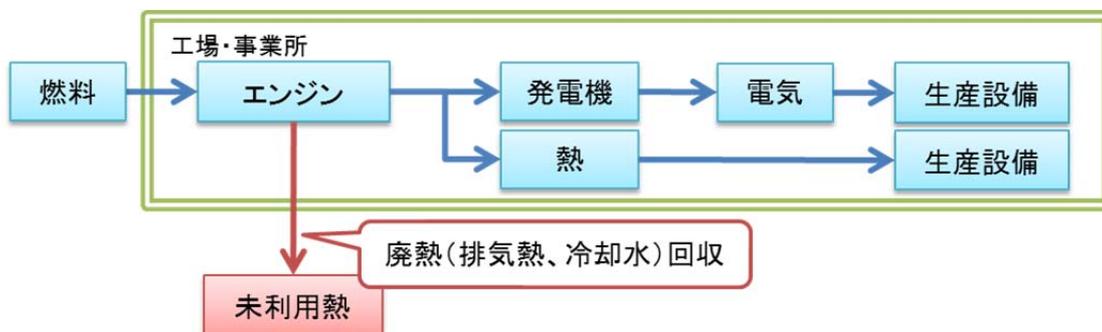
ガスタービンを用いて電気と熱を得ている場合、発電のためにタービンを稼働し続けると熱の発生を抑制できないが、この熱については、抽気や背圧蒸気利用などの手段で、想定される熱需要に応じた性質（温度、圧力、流量など）を持つように、タービンを設計している。

元々、所望の性質の熱の販売を目的としていることから、ガスタービンから得られる熱は本制度の対象外となる。



コージェネ事例③ エンジン（ガスエンジン、ディーゼルエンジン）を用いた発電設備から回収した熱

エンジンを用いて電気と熱を得ている場合、エンジンから得られる排気熱や冷却水を回収して得た熱については、事例③のボイラの排気熱と同様に、未利用熱となる。



(4) 今後の制度運用方針

未利用熱の定義については、廃熱回収に関する技術的動向やエネルギー政策全般の動向といった情勢等を踏まえ、必要に応じ適切に見直しを行うこととする。

(5) 未利用熱購入に関する判断基準の創設

未利用熱活用制度を活用することによって、事業者は省エネ取組の手法が増えることとなるため、この取組を奨励すべく未利用熱購入の検討を判断基準の目標部分に追加するべきである。

4. 改正案

(1) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準

改正案	現行
<p data-bbox="97 376 770 465">Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置</p> <p data-bbox="97 544 770 1193">事業者は、上記Ⅰに掲げる諸基準を遵守するとともに、その設置している工場等におけるエネルギー消費原単位及び電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要平準化評価原単位」という。）を管理し、その設置している工場等全体として又は工場等ごとにエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、1及び2に掲げる諸目標及び措置の実現に努めるものとする。</p> <p data-bbox="97 1216 770 1697">また、別表第6に<u>掲げる事業におけるエネルギーの年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500キロリットル以上である者</u>は、同表に掲げる指標を向上又は低減させるよう努めるものとし、その際、各工場等における状況を把握しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲内において、中長期的に当該指標が同表に掲げる水準となることを目指すものとする。</p> <p data-bbox="145 1720 209 1753">(略)</p>	<p data-bbox="802 376 1476 465">Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置</p> <p data-bbox="802 544 1476 1193">事業者は、上記Ⅰに掲げる諸基準を遵守するとともに、その設置している工場等におけるエネルギー消費原単位及び電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要平準化評価原単位」という。）を管理し、その設置している工場等全体として又は工場等ごとにエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、1及び2に掲げる諸目標及び措置の実現に努めるものとする。</p> <p data-bbox="802 1216 1476 1529">また、別表第6に<u>掲げる事業を行う者</u>は、同表に掲げる指標を向上又は低減させるよう努めるものとし、その際、各工場等における状況を把握しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲内において、中長期的に当該指標が同表に掲げる水準となることを目指すものとする。</p> <p data-bbox="818 1720 882 1753">(略)</p>

2 その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

(1)～(2) (略)

(3) 未利用エネルギーの活用

- ① 可燃性廃棄物を燃焼又は処理する際発生するエネルギーや燃料については、できるだけ回収し、利用を図るよう検討すること。
- ② 工場等又はその周辺において、工場排水、下水、河川水、海水等の温度差エネルギーの回収が可能な場合には、ヒートポンプ等を活用した熱効率の高い設備を用いて、できるだけその利用を図るよう検討すること。
- ③ 工場等の周辺の他の事業者が設置している工場等で発生する廃熱が、自らの工場等で利用が可能な場合には、できるだけその利用を図るよう検討すること。

(4)～(6) (略)

2 その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

(1)～(2) (略)

(3) 未利用エネルギーの活用

- ① 可燃性廃棄物を燃焼又は処理する際発生するエネルギーや燃料については、できるだけ回収し、利用を図るよう検討すること。
- ② 工場等又はその周辺において、工場排水、下水、河川水、海水等の温度差エネルギーの回収が可能な場合には、ヒートポンプ等を活用した熱効率の高い設備を用いて、できるだけその利用を図るよう検討すること。

(4)～(6) (略)

別表第6 ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準

改正案

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
(略)	(略)	(略)	(略)
1B	電炉による普通鋼製造業(電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業(高炉による製鉄業を除く))	①と②の合計量 ① 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値 ② 鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する過程におけるエネルギー使用量を圧延量にて除した値	0.143kl/t以下
1C	電炉による特殊鋼製造業(電気炉により粗鋼を製造し、特殊鋼製品(特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品)を製造する事業(高炉による製鉄業を除く))	①と②の合計量 ① 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値 ② 鋼片から特殊鋼製品(特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品)を製造する過程におけるエネルギー使用量を出荷量(販売量)にて除した値	0.36kl/t以下
(略)	(略)	(略)	(略)
3	セメント製造業(ポルトランドセメント(JISR5210)、高炉セメント(JISR5211)、シリカセメント(JISR5212)、フライアッシュセメント(JISR5213)を製造する事業)	①から④の合計量 ① 原料工程におけるエネルギー使用量を原料部生産量にて除した値 ② 焼成工程におけるエネルギー使用量を焼成部生産量にて除した値 ③ 仕上げ工程におけるエネルギー使用量を仕上げ部生産量にて除した値 ④ 出荷工程等におけるエネルギー使用量を出荷量にて除した値	3739MJ/t以下
4A	洋紙製造業(主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙(印刷用紙(塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、	洋紙製造工程におけるエネルギー使用量を洋紙生産量にて除した値	6626MJ/t以下

	薄葉印刷用紙を除く)、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙)を製造する事業(雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く))		
(略)	(略)	(略)	(略)
6B	ソーダ工業	①と②の合計量 ① 電解工程におけるエネルギー使用量を電解槽払出カセイソーダ重量にて除した値 ② 濃縮工程における蒸気使用熱量を液体カセイソーダ重量にて除した値	<u>3.22GJ/t以下</u>
<u>7</u>	<u>コンビニエンスストア業(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストア)</u>	<u>当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値</u>	<u>845kWh/百万円以下</u>

現行

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
(略)	(略)	(略)	(略)
1B	電炉による普通鋼製造業(電気炉により 銑鉄 を製造し、圧延鋼材を製造する事業(高炉による製鉄業を除く))	①と②の合計量 ① 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値 ② 鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する過程におけるエネルギー使用量を圧延量にて除した値	0.143kl/t以下
1C	電炉による特殊鋼製造業(電気炉により 銑鉄 を製造し、特殊鋼製品(特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品)を製造する事業(高炉による製鉄業を除く))	①と②の合計量 ① 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値 ② 鋼片から特殊鋼製品(特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品)を製造する過程におけるエネルギー使用量を出荷量(販売量)にて除した値	0.36kl/t以下
(略)	(略)	(略)	(略)
3	セメント製造業(ポルトランドセメント(JISR5210)、高炉セメント(JISR5211)、シリカセメント(JISR5212)、フライアッシュセメント(JISR5213)を製造する事業)	①から④の合計量 ① 原料工程におけるエネルギー使用量を原料部生産量にて除した値 ② 焼成工程におけるエネルギー使用量を焼成部生産量にて除した値 ③ 仕上げ工程におけるエネルギー使用量を仕上げ部生産量にて除した値 ④ 出荷工程等におけるエネルギー使用量を出荷量にて除した値	<u>3891MJ/t以下</u>
4A	洋紙製造業(主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙(印刷用紙(塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く)、情報用	洋紙製造工程におけるエネルギー使用量を洋紙生産量にて除した値	<u>8532MJ/t以下</u>

	紙、包装用紙及び新聞用紙) を製造する事業(雑種紙等の 特殊紙及び衛生用紙を製造す る事業を除く))		
(略)	(略)	(略)	(略)
6B	ソーダ工業	①と②の合計量 ① 電解工程におけるエネルギー使用量を 電解槽払出カセイソーダ重量にて除した 値 ② 濃縮工程における蒸気使用熱量を液体 カセイソーダ重量にて除した値	<u>3.45GJ/t以下</u>

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 様式第9 (定期報告書様式)

改正案

特定-第2表 事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類		単位	年度					
			使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
燃 料 及 び 熱	原油(コンデンセートを除く。)	kl						
	原油のうちコンデンセート(NGL)	kl						
	揮発油	kl						
	ナフサ	kl						
	灯油	kl						
	軽油	kl						
	A重油	kl						
	B・C重油	kl						
	石油アスファルト	t						
	石油コークス	t						
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t					
		石油系炭化水素ガス	千m ³					
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t					
		その他可燃性天然ガス	千m ³					
	石炭	原料炭	t					
		一般炭	t					
		無煙炭	t					
	石炭コークス	t						
	コールタール	t						
	コークス炉ガス	千m ³						
高炉ガス	千m ³							
転炉ガス	千m ³							
その他の燃料	都市ガス	千m ³						
	()							
産業用蒸気	GJ							
産業用以外の蒸気	GJ							

	温水	GJ						
	冷水	GJ						
	小計	GJ						
電 気	電 気 事 業 者	昼間買電	千 kWh					
		夏期・冬期における 電気需要平準化時間帯	千 kWh	()	()			
		夜間買電	千 kWh					
	そ の 他	上記以外の買電	千 kWh					
		自家発電	千 kWh					
	小計	千 kWh						
	合 計 GJ							
原油換算 kl				⑤		⑩	⑩'	
前年度原油換算 kl								
対前年度比(%)								

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

現行

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類		単位	年度				
			使用量		販売した副生エネルギーの量		
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
燃 料 及 び 熱	原油(コンデンセートを除く。)	kl					
	原油のうちコンデンセート(NGL)	kl					
	揮発油	kl					
	ナフサ	kl					
	灯油	kl					
	軽油	kl					
	A重油	kl					
	B・C重油	kl					
	石油アスファルト	t					
	石油コークス	t					
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t				
		石油系炭化 水素ガス	千m ³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t				
		その他可燃性 天然ガス	千m ³				
	石炭	原料炭	t				
		一般炭	t				
		無煙炭	t				
	石炭コークス	t					
	コールタール	t					
	コークス炉ガス	千m ³					
	高炉ガス	千m ³					
	転炉ガス	千m ³					
	その他の 燃料	都市ガス	千m ³				
		()					
	産業用蒸気	GJ					
	産業用以外の蒸気	GJ					
温水	GJ						
冷水	GJ						

	小計	GJ				
電 気	電 気 事 業 者	昼間買電	千 kWh			
		夏期・冬期における 電気需要平準化時間帯	千 kWh	()	()	
		夜間買電	千 kWh			
	そ の 他	上記以外の買電	千 kWh			
		自家発電	千 kWh			
		小計	千 kWh			
合 計 GJ						
原油換算 kl				⑤		①
前年度原油換算 kl						
対前年度比(%)						

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

改正案

特定－第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等及び電気需要平準化評価原単位等

1 エネルギーの使用に係る原単位等

番号	事業分類				事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算								
					エネルギーの使用量 (原油換算kl) ①	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl) ②	購入した未利用熱の量 (原油換算kl) ③'	④=①-②-③' ④'	⑤の構成割合 (%) ⑥=④/①×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ⑦	エネルギーの使用に係る原単位 ⑧=④/⑦	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 ⑨	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) ⑩=⑧/⑨×100
1	工場等に係る事業の名称												①
	細分類番号												(名称:) (単位:)
2	工場等に係る事業の名称												②
	細分類番号												(名称:) (単位:)
3	工場等に係る事業の名称												③
	細分類番号												(名称:) (単位:)
事業者全体				⑤ (合計)	⑥ (合計)	③' (合計)	④ (合計)	100%	⑦ (名称:) (単位:)	⑧	⑨	⑩=⑧/⑨×100	/
												⑪= ①+②+③+...	

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とする。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑧」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値⑪」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑦⑧⑨⑩は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑧」が算出できる場合は、事業分類ごとの①②③'④及び事業者全体の⑤から⑦まで記入すること。

現行
 特定－第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等及び電気需要平準化評価原単位等
 1 エネルギーの使用に係る原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算								
			エネルギーの使用量 (原油換算kl) ①	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl) ②	$C=A-B$	③の構成割合 (%) $D=C/U \times 100$	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ④	エネルギーの使用に係る原単位 $F=C/E$	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 ⑤	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) $H=F/G \times 100$	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度 (%) $I=D \times H / 100$
1	工場等に係る事業の名称										①
	細分類番号						(名称:) (単位:)				
2	工場等に係る事業の名称										②
	細分類番号						(名称:) (単位:)				
3	工場等に係る事業の名称										③
	細分類番号						(名称:) (単位:)				
事業者全体			⑥ (合計)	⑦ (合計)	⑧ (合計)	100%	⑨ (名称:) (単位:)	⑩	⑪	$⑫ = ⑩ / ⑨ \times 100$ ⑬ = ①+②+③+...	

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とする。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑩」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値⑬」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑨⑩⑪⑫は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑩」が算出できる場合は、事業分類ごとの①②③及び事業者全体の⑥から⑨まで記入すること。

改正案
2 電気需要平準化評価原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位等の計算															
			エネルギーの使用量 (原油換算 k1) Ⓐ	電気需要平準化時間帯の買電量 (原油換算 k1) Ⓐ'	販売した副生エネルギーの量(原油換算 k1) Ⓑ	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) Ⓑ'	Ⓒ'= Ⓐ+Ⓐ'× (評価係数 -1)-Ⓑ-Ⓑ' Ⓒ	Ⓓ (特定第3表1のⒹと同じ値)	Ⓔの構成割合(%) Ⓔ	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要平準化評価原単位 Ⓕ'= Ⓒ'/Ⓔ	前年度の電気需要平準化評価原単位 Ⓖ'	電気需要平準化評価原単位の対前年度比(%) Ⓖ'= Ⓕ'/Ⓖ'×100	電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度(%) Ⓙ'= Ⓔ×Ⓖ'/100				
1	工場等に係る事業の名称																①'	
	細分類番号												(名称:) (単位:)					
2	工場等に係る事業の名称																	②'
	細分類番号												(名称:) (単位:)					
3	工場等に係る事業の名称																	③'
	細分類番号												(名称:) (単位:)					
事業者全体			⑤ (合計)	(合計)	⑦ (合計)	⑦' (合計)	⑧' (合計)	100%	⑩ (名称:) (単位:)	⑪'	⑫'	⑬'= ⑩'/ ⑫'×100	⑭'= ⑩'+⑪'+ ⑫'+...	/				

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1 エネルギーの使用に係る原単位等」と同じでなければならない。
 - 2 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位⑩'」の算出が難しい場合は、「電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値⑭'」を事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑩' ⑪' ⑫' ⑬'は記入不要。
 - 3 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位⑩'」が算出できる場合は、事業分類ごとのⒶ ①' ②' ③' ④'及び事業者全体の⑤から⑩'まで記入すること。
 - 4 ④'の評価係数は1.3とすること。

現行

2 電気需要平準化評価原単位等

番号	事業分類				事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位等の計算																		
					エネルギーの使用量 (原油換算kl) ①	電気需要平準化時間帯の買電量 (原油換算kl) ①'	販売した副生エネルギーの量(原油換算kl) ②	③'= ①+①'×(評価係数-1)- ②	④ (特定第3表1の④と同じ値)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ⑤	電気需要平準化評価原単位 ⑥'= ③'/⑤	前年度の電気需要平準化評価原単位 ⑦'	電気需要平準化評価原単位の対前年度比(%) ⑧'= ⑥'/⑦'×100	電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度(%) ⑨'= ④×⑧'/100									
1	工場等に係る事業の名称																					①'	
	細分類番号									(名称:) (単位:)													
2	工場等に係る事業の名称																						②'
	細分類番号									(名称:) (単位:)													
3	工場等に係る事業の名称																						③'
	細分類番号									(名称:) (単位:)													
事業者全体				⑤ (合計)	(合計)	⑩ (合計)	⑪' (合計)		100%	⑫ (名称:) (単位:)	⑬'	⑭'	⑮' = ⑬' / ⑭' × 100	⑯' = ①' + ②' + ③' + ...									

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1 エネルギーの使用に係る原単位等」と同じでなければならない。
 - 2 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位⑬'」の算出が難しい場合は、「電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値⑯'」を事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑫ ⑬' ⑭' ⑮' は記入不要。
 - 3 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位⑬'」が算出できる場合は、事業分類ごとの① ①' ② ③' 及び事業者全体の⑤から⑮'まで記入すること。
 - 4 ③' の評価係数は1.3 とすること

改正案

指定一第2表 エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類		単位	年度						
			使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
燃 料 及 び 熱	原油 (コンデンセートを除く。)	k l							
	原油のうちコンデンセート (NGL)	k l							
	揮発油	k l							
	ナフサ	k l							
	灯油	k l							
	軽油	k l							
	A重油	k l							
	B・C重油	k l							
	石油アスファルト	t							
	石油コークス	t							
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t						
		石油系炭化水素ガス	千m ³						
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t						
		その他可燃性天然ガス	千m ³						
	石炭	原料炭	t						
		一般炭	t						
		無煙炭	t						
	石炭コークス	t							
	コールタール	t							
	コークス炉ガス	千m ³							
	高炉ガス	千m ³							
	転炉ガス	千m ³							
	その他の燃料	都市ガス	千m ³						
		()							
	産業用蒸気	GJ							
	産業用以外の蒸気	GJ							
温水	GJ								
冷水	GJ								
小計	GJ								
電気	昼間買電	千kWh							

事業者	夏期・冬期における 電気需要平準化時 間帯	千 kWh	()	(b)				
	夜間買電	千 kWh						
その他	上記以外の買電	千 kWh						
	自家発電	千 kWh						
	小計	千 kWh						
合 計 GJ								
原油換算 k1				a		b		b'
前年度原油換算 k1								
対前年度比 (%)								

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

現行

指定一第2表 エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類		単位	年度				
			使用量		販売した副生エネルギーの量		
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
燃 料 及 び 熱	原油 (コンデンセートを除く。)	k l					
	原油のうちコンデンセート (NGL)	k l					
	揮発油	k l					
	ナフサ	k l					
	灯油	k l					
	軽油	k l					
	A重油	k l					
	B・C重油	k l					
	石油アスファルト	t					
	石油コークス	t					
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t				
		石油系炭化水素ガス	千m ³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t				
		その他可燃性天然ガス	千m ³				
	石炭	原料炭	t				
		一般炭	t				
		無煙炭	t				
		石炭コークス	t				
		コールタール	t				
		コークス炉ガス	千m ³				
		高炉ガス	千m ³				
		転炉ガス	千m ³				
	その他の燃料	都市ガス	千m ³				
		()					
		産業用蒸気	GJ				
		産業用以外の蒸気	GJ				
		温水	GJ				
	冷水	GJ					
	小計	GJ					
電気	昼間買電	千kWh					

事業者	夏期・冬期における 電気需要平準化時 間帯	千 kWh	()	(b)		
	夜間買電	千 kWh				
その他	上記以外の買電	千 kWh				
	自家発電	千 kWh				
小計		千 kWh				
合 計 GJ						
原油換算 k1				a		b
前年度原油換算 k1						
対前年度比 (%)						

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

改正案

指定-第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	対前年度比 (%)
$\text{原単位} = \frac{\text{エネルギー使用量 (原油換算kl) (指定-第2表(a)-(b)-(b'))}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表(c))}}$		

現行

指定-第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	対前年度比 (%)
$\text{原単位} = \frac{\text{エネルギー使用量 (原油換算kl) (指定-第2表(a)-(b))}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表(c))}}$		

改正案

指定-第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	対前年度比 (%)
$\text{電気需要平準化評価原単位} = \frac{\text{電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量 (原油換算k1)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表㉔)}}$		

備考 電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量（原油換算 k1）は、以下の算定式により計算する。

下式中の記号は、指定-第2表中の記号を指す。また、評価係数は1.3とする。

電気需要平準化時間帯買電量

$$\text{評価後のエネルギー使用量 (原油換算 k1)} = \text{㉔} + \text{㉕} \times (\text{評価係数} - 1) \times 0.0258 - \text{㉖} - \text{㉗}'$$

現行

指定-第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	対前年度比 (%)
電気需要平準化 評価原単位 = $\frac{\text{電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量 (原油換算k1)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表㉔)}}$		

備考 電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量（原油換算 k1）は、以下の算定式により計算する。

下式中の記号は、指定-第2表中の記号を指す。また、評価係数は1.3とする。

電気需要平準化時間帯買電量

$$\begin{aligned} \text{評価後のエネルギー使用量} &= \text{㉔} + \text{㉕} \times (\text{評価係数} - 1) \times 0.0258 - \text{㉖} \\ & \text{(原油換算 k1)} \end{aligned}$$

改正案	現行
<p>備考</p> <p>1～8 (略)</p> <p><u>9 特定一第2表及び指定一第2表の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。</u></p> <p><u>10～18 (略)</u></p> <p><u>19</u> 特定一第3表1における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の求め方は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ㊦がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の㊦に換算可能であり、事業者全体の原単位㊰が算出可能な場合は、以下のア.により事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位を算出する。</p> <p>ア. 事業者全体としての原単位㊰が算出可能な場合 事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位㊰を求める。 (ア)～(イ) (略)</p> <p><u>(ウ)購入した未利用熱の量の合計(原油換算kl)・・・㊢'</u> <u>(エ)㊠－㊢－㊢'・・・㊣</u> <u>(オ)～(キ) (略)</u></p> <p>(4) ㊦が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位㊰が算出困難な場合は、以下のア.により事業者のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比㊲を算出する。</p> <p>ア. 事業者全体としての原単位㊰の算出が困難な場合 事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比㊲を求める。 (ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ)購入した未利用熱の量の合計(原</u></p>	<p>備考</p> <p>1～8 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>9～17 (略)</u></p> <p><u>18</u> 特定一第3表1における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の求め方は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ㊦がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の㊦に換算可能であり、事業者全体の原単位㊰が算出可能な場合は、以下のア.により事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位を算出する。</p> <p>ア. 事業者全体としての原単位㊰が算出可能な場合 事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位㊰を求める。 (ア)～(イ) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(ウ)㊠－㊢・・・㊣</u> <u>(エ)～(力) (略)</u></p> <p>(4) ㊦が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位㊰が算出困難な場合は、以下のア.により事業者のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比㊲を算出する。</p> <p>ア. 事業者全体としての原単位㊰の算出が困難な場合 事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比㊲を求める。 (ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

油換算 kl)・・・ ㉑'

(エ) ㉑ - ㉒ - ㉑' ... ㉓

(オ) ~ (コ) (略)

20 特定一第3表2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位(以下「電気需要平準化評価原単位」という。)等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等の事業分類、㉓の構成割合(㉔)、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(㉕)については、特定一第3表1における算定と同じとすること。

(1) ㉕がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の㉕に換算可能であり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位㉖'が算出可能な場合は、以下のア.により事業者全体としての電気需要平準化評価原単位を算出する。

ア. 事業者全体としての電気需要平準化評価原単位㉖'が算出可能な場合
事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位㉖'を求める。

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 購入した未利用熱の量の合計(原油換算 kl)・・・ ㉑'

(オ) ㉑ + ㉑' × (評価係数 - 1) - ㉒ - ㉑' ... ㉓

(カ) ~ (ク) (略)

(2) ㉕が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位㉖'が算出困難な場合は、以下のア.により事業者の電気需要平準化評価原単位の対前年度比㉗'を算出する。

ア. 事業者全体としての原単位㉖'の算出

(ウ) ㉑ - ㉒ ... ㉓

(エ) ~ (ケ) (略)

19 特定一第3表2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位(以下「電気需要平準化評価原単位」という。)等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等の事業分類、㉓の構成割合(㉔)、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(㉕)については、特定一第3表1における算定と同じとすること。

(1) ㉕がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の㉕に換算可能であり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位㉖'が算出可能な場合は、以下のア.により事業者全体としての電気需要平準化評価原単位を算出する。

ア. 事業者全体としての電気需要平準化評価原単位㉖'が算出可能な場合
事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位㉖'を求める。

(ア) ~ (ウ) (略)

(新規)

(エ) ㉑ + ㉑' × (評価係数 - 1) - ㉒ ... ㉓

(オ) ~ (キ) (略)

(2) ㉕が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位㉖'が算出困難な場合は、以下のア.により事業者の電気需要平準化評価原単位の対前年度比㉗'を算出する。

ア. 事業者全体としての原単位㉖'の算出

が困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比②'を求める。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 購入した未利用熱の量の合計(原油換算 kl)・・・ ②'

(オ) ①+①' × (評価係数 - 1) - ② - ②'・・・③'

(カ)～(サ) (略)

21～33 (略)

が困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比②'を求める。

(ア)～(ウ) (略)

(新規)

(エ) ①+①' × (評価係数 - 1) - ②・・・③'

(オ)～(コ) (略)

20～32 (略)

(3) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 様式第 1 1 (確認調査結果報告書様式)
 改正案

特定一第2表 事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類		単位	年度					
			使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
燃料 及 び 熱	原油(コンデンセートを除く。)	kl						
	原油のうちコンデンセート(NGL)	kl						
	揮発油	kl						
	ナフサ	kl						
	灯油	kl						
	軽油	kl						
	A重油	kl						
	B・C重油	kl						
	石油アスファルト	t						
	石油コークス	t						
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t					
		石油系炭化水素ガス	千m ³					
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t					
		その他可燃性天然ガス	千m ³					
	石炭	原料炭	t					
		一般炭	t					
		無煙炭	t					
	石炭コークス	t						
	コールタール	t						
	コークス炉ガス	千m ³						
	高炉ガス	千m ³						
	転炉ガス	千m ³						
	その他の燃料	都市ガス	千m ³					
		()						
	産業用蒸気	GJ						
	産業用以外の蒸気	GJ						
温水	GJ							

	冷水	GJ						
	小計	GJ						
電 気	電 気 事 業 者	昼間買電	千 kWh					
		夏期・冬期における 電気需要平準化時間帯	千 kWh	()	()			
		夜間買電	千 kWh					
	そ の 他	上記以外の買電	千 kWh					
		自家発電	千 kWh					
	小計		千 kWh					
	合 計 GJ							
原油換算 kl				⑤		⑩	⑩'	
前年度原油換算 kl								
対前年度比 (%)								

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

現行

特定－第2表 事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類		単位	年度				
			使用量		販売した副生エネルギーの量		
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
燃 料 及 び 熱	原油(コンデンセートを除く。)	kl					
	原油のうちコンデンセート(NGL)	kl					
	揮発油	kl					
	ナフサ	kl					
	灯油	kl					
	軽油	kl					
	A重油	kl					
	B・C重油	kl					
	石油アスファルト	t					
	石油コークス	t					
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t				
		石油系炭化 水素ガス	千m ³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t				
		その他可燃性 天然ガス	千m ³				
	石炭	原料炭	t				
		一般炭	t				
		無煙炭	t				
	石炭コークス	t					
	コールタール	t					
	コークス炉ガス	千m ³					
	高炉ガス	千m ³					
	転炉ガス	千m ³					
	その他の 燃料	都市ガス	千m ³				
		()					
	産業用蒸気	GJ					
	産業用以外の蒸気	GJ					
	温水	GJ					
冷水	GJ						

	小計	GJ				
電 気	電 気 事 業 者	昼間買電	千 kWh			
		夏期・冬期における 電気需要平準化時間帯	千 kWh	()	()	
		夜間買電	千 kWh			
	そ の 他	上記以外の買電	千 kWh			
		自家発電	千 kWh			
		小計	千 kWh			
合 計 GJ						
原油換算 kl				㊟		㊿
前年度原油換算 kl						
対前年度比(%)						

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

改正案

特定-第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等及び電気需要平準化評価原単位等

1 エネルギーの使用に係る原単位等

番号	事業分類				事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算								
					エネルギーの使用量 (原油換算kl) A	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl) B	購入した未 利用熱の量 (原油換算kl) B'	C=A-B -B'	◎の構成割合 (%) D=C/U ×100	生産数量又は 建物延床面積 その他のエネルギーの使用 量と密接な関係をもつ値 E	エネルギー の使用に係 る原単位 F=C/E	エネルギー の使用に係 る前年度の 原単位 G	エネルギーの 使用に係る原 単位の対前年 度比 (%) H=F/G ×100
1	工場等に 係る事業 の名称												①
	細分類 番号												
2	工場等に 係る事業 の名称												②
	細分類 番号												
3	工場等に 係る事業 の名称												③
	細分類 番号												
事業者全体					⑤ (合計)	⑥ (合計)	⑥' (合計)	⑦ (合計)	100%	⑧ (名称:) (単位:)	⑨	⑩ ⑪=⑧/⑨× 100	/
												⑫= ①+②+③+...	

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とする。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑩」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値⑫」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑧⑨⑩⑪は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑩」が算出できる場合は、事業分類ごとのA⑥B⑥' C⑦及び事業者全体の⑤から⑧まで記入すること。

現行
 特定－第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等及び電気需要平準化評価原単位等
 1 エネルギーの使用に係る原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算								
			エネルギーの使用量 (原油換算kl) ①	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl) ②	$C=A-B$	◎の構成割合 (%) ③= C/U ×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ④	エネルギーの使用に係る原単位 ⑤= C/E	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 ⑥	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) ⑦= F/G ×100	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度 (%) ⑧= $D \times H$ /100
1	工場等に係る事業の名称										①
	細分類番号					(名称:) (単位:)					
2	工場等に係る事業の名称										②
	細分類番号					(名称:) (単位:)					
3	工場等に係る事業の名称										③
	細分類番号					(名称:) (単位:)					
事業者全体			⑨ (合計)	⑩ (合計)	⑪ (合計)	100%	⑫ (名称:) (単位:)	⑬	⑭	⑮= $W/X \times 100$	/
									⑯= ①+②+③+...		

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とする。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑬」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値⑯」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑫⑬⑭⑮は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑬」が算出できる場合は、事業分類ごとの①②③及び事業者全体の⑨から⑫まで記入すること。

改正案
2 電気需要平準化評価原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位等の計算												
			エネルギーの使用量 (原油換算 k1) A	電気需要平準化時間帯 の買電量 (原油換算 k1) A'	販売した副 生エネルギー の量(原油 換算 k1) B	購入した未 利用熱の量 (原油換算 k1) B'	$C' =$ $(A+A') \times$ (評価係数 -1)- $B-B'$	◎の構成 割合 (%) D (特定第 3表1のD と同じ値)	生産数量又は 建物延床面積 その他のエネ ルギーの使用 量と密接な関 係をもつ値 E	電気需要平 準化評価原 単位 F'= C'/E	前年度の電 気需要平準 化評価原単 位 G'	電気需要平準 化評価原単位 の対前年度比 (%) H'= F'/G'×100	電気需要平準 化評価原単位 の対前年度比 の寄与度 (%) I'= D×H'/100		
1	工場等に係 る事業の名 称														I'
	細分類 番号										(名称:) (単位:)				
2	工場等に係 る事業の名 称														②'
	細分類 番号										(名称:) (単位:)				
3	工場等に係 る事業の名 称														③'
	細分類 番号										(名称:) (単位:)				
事業者全体			◎ (合計)	(合計)	① (合計)	①' (合計)	①' (合計)	100%	⑤ (名称:) (単位:)	⑥'	⑦'	⑧'= ⑥'/ ⑦'×100	⑨'= ①'+②'+ ③'+...		

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1 エネルギーの使用に係る原単位等」と同じでなければならない。
 - 2 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位⑥'」の算出が難しい場合は、「電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値⑨'」を事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑤ ⑥' ⑦' ⑧' ⑨' は記入不要。
 - 3 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位⑥'」が算出できる場合は、事業分類ごとのA A' B B' C'及び事業者全体の◎から⑧'まで記入すること。
 - 4 ◎'の評価係数は1.3とすること。

現行
2 電気需要平準化評価原単位等

番号	事業分類				事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位等の計算									
					エネルギーの使用量 (原油換算kl) ①	電気需要平準化時間帯の買電量 (原油換算kl) ①'	販売した副生エネルギーの量(原油換算kl) ②	$C' = (A+A') \times (\text{評価係数}-1) - B$	③の構成割合 (%) ④ (特定第3表1の④と同じ値)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ⑤	電気需要平準化評価原単位 ⑥' = ③'/⑤	前年度の電気需要平準化評価原単位 ⑦'	電気需要平準化評価原単位の対前年度比 (%) ⑧' = ⑥'/⑦' × 100	電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) ⑨' = ④ × ⑧' / 100
1	工場等に係る事業の名称													①'
	細分類番号								(名称:) (単位:)					
2	工場等に係る事業の名称													②'
	細分類番号								(名称:) (単位:)					
3	工場等に係る事業の名称													③'
	細分類番号								(名称:) (単位:)					
事業者全体					⑤ (合計)	(合計)	⑥ (合計)	⑩' (合計)	100%	⑪ (名称:) (単位:)	⑫'	⑬'	⑭' = ⑫' / ⑬' × 100	
													⑮' = ⑩' + ⑪' + ⑫' + ...	

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1 エネルギーの使用に係る原単位等」と同じでなければならない。
 - 2 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位⑫'」の算出が難しい場合は、「電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値⑮'」を事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑪ ⑫' ⑬' ⑭' は記入不要。
 - 3 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位⑫'」が算出できる場合は、事業分類ごとの① ①' ② ③' 及び事業者全体の⑤から⑭'まで記入すること。
 - 4 ③' の評価係数は1.3 とすること

改正案

指定一第2表 エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類		単位	年度						
			使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
燃 料 及 び 熱	原油 (コンデンセートを除く。)	k l							
	原油のうちコンデンセート (NGL)	k l							
	揮発油	k l							
	ナフサ	k l							
	灯油	k l							
	軽油	k l							
	A重油	k l							
	B・C重油	k l							
	石油アスファルト	t							
	石油コークス	t							
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t						
		石油系炭化水素ガス	千m ³						
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t						
		その他可燃性天然ガス	千m ³						
	石炭	原料炭	t						
		一般炭	t						
		無煙炭	t						
		石炭コークス	t						
		コールタール	t						
		コークス炉ガス	千m ³						
		高炉ガス	千m ³						
		転炉ガス	千m ³						
	その他の燃料	都市ガス	千m ³						
		()							
		産業用蒸気	GJ						
		産業用以外の蒸気	GJ						
	温水	GJ							
	冷水	GJ							
	小計	GJ							
電気	昼間買電	千kWh							

事業者	夏期・冬期における 電気需要平準化時 間帯	千 kWh	()	(b)				
	夜間買電	千 kWh						
その他	上記以外の買電	千 kWh						
	自家発電	千 kWh						
	小計	千 kWh						
合 計 GJ								
原油換算 k1				a		b		b'
前年度原油換算 k1								
対前年度比 (%)								

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

現行

指定一第2表 エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類		単位	年度				
			使用量		販売した副生エネルギーの量		
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
燃 料 及 び 熱	原油 (コンデンセートを除く。)	k l					
	原油のうちコンデンセート (NGL)	k l					
	揮発油	k l					
	ナフサ	k l					
	灯油	k l					
	軽油	k l					
	A重油	k l					
	B・C重油	k l					
	石油アスファルト	t					
	石油コークス	t					
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t				
		石油系炭化水素ガス	千m ³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t				
		その他可燃性天然ガス	千m ³				
	石炭	原料炭	t				
		一般炭	t				
		無煙炭	t				
		石炭コークス	t				
		コールタール	t				
		コークス炉ガス	千m ³				
		高炉ガス	千m ³				
		転炉ガス	千m ³				
	その他の燃料	都市ガス	千m ³				
		()					
		産業用蒸気	GJ				
		産業用以外の蒸気	GJ				
		温水	GJ				
	冷水	GJ					
	小計	GJ					
電気	昼間買電	千kWh					

事業者	夏期・冬期における 電気需要平準化時 間帯	千 kWh	()	(b)		
	夜間買電	千 kWh				
その他	上記以外の買電	千 kWh				
	自家発電	千 kWh				
小計		千 kWh				
合 計 GJ						
原油換算 k1				a		b
前年度原油換算 k1						
対前年度比 (%)						

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

改正案

指定-第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	対前年度比 (%)
$\text{原単位} = \frac{\text{エネルギー使用量 (原油換算kl) (指定-第2表(a)-(b)-(b'))}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表(c))}}$		

現行

指定-第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	対前年度比 (%)
$\text{原単位} = \frac{\text{エネルギー使用量 (原油換算kl) (指定-第2表(a)-(b))}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表(c))}}$		

改正案

指定-第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	対前年度比 (%)
$\text{電気需要平準化評価原単位} = \frac{\text{電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量 (原油換算k1)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表㉔)}}$		

備考 電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量（原油換算 k1）は、以下の算定式により計算する。

下式中の記号は、指定-第2表中の記号を指す。また、評価係数は1.3とする。

電気需要平準化時間帯買電量

$$\text{評価後のエネルギー使用量 (原油換算 k1)} = \text{㉔} + \text{㉕} \times (\text{評価係数} - 1) \times 0.0258 - \text{㉖} - \text{㉗}'$$

現行

指定-第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	対前年度比 (%)
$\text{電気需要平準化評価原単位} = \frac{\text{電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量 (原油換算k1)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表㉔)}}$		

備考 電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量（原油換算 k1）は、以下の算定式により計算する。

下式中の記号は、指定-第2表中の記号を指す。また、評価係数は1.3とする。

電気需要平準化時間帯買電量

$$\begin{aligned} \text{評価後のエネルギー使用量} &= \text{㉔} + \text{㉕} \times (\text{評価係数} - 1) \times 0.0258 - \text{㉖} \\ & \text{(原油換算 k1)} \end{aligned}$$

改正案	現行
備考	備考
1～8 (略)	1～8 (略)
<u>9 特定一第2表及び指定一第2表の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。</u>	<u>(新規)</u>
10～18 (略)	<u>9～17</u> (略)
<u>19</u> 特定一第3表1における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の求め方は、以下のとおりとする。	<u>18</u> 特定一第3表1における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の求め方は、以下のとおりとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) ㊦がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の㊦に換算可能であり、事業者全体の原単位㊦が算出可能な場合は、以下のア. により事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位を算出する。	(3) ㊦がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の㊦に換算可能であり、事業者全体の原単位㊦が算出可能な場合は、以下のア. により事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位を算出する。
ア. 事業者全体としての原単位㊦が算出可能な場合 事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位㊦を求める。	ア. 事業者全体としての原単位㊦が算出可能な場合 事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位㊦を求める。
(ア)～(イ) (略)	(ア)～(イ) (略)
<u>(ウ) 購入した未利用熱の量の合計(原油換算 kl)・・・㊦'</u>	<u>(新規)</u>
<u>(エ) ㊦－㊦－㊦'・・・㊦</u>	<u>(ウ) ㊦－㊦・・・㊦</u>
<u>(オ)～(キ)</u> (略)	<u>(エ)～(カ)</u> (略)
(4) ㊦が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位㊦が算出困難な場合は、以下のア. により事業者のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比㊦を算出する。	(4) ㊦が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位㊦が算出困難な場合は、以下のア. により事業者のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比㊦を算出する。
ア. 事業者全体としての原単位㊦の算出が困難な場合	ア. 事業者全体としての原単位㊦の算出が困難な場合
事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比㊦を求める。	事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比㊦を求める。
(ア)・(イ) (略)	(ア)・(イ) (略)
<u>(ウ) 購入した未利用熱の量の合計(原油換算 kl)・・・㊦'</u>	<u>(新規)</u>
<u>(エ) ㊦－㊦－㊦'・・・㊦</u>	<u>(ウ) ㊦－㊦・・・㊦</u>
<u>(オ)～(コ)</u> (略)	<u>(エ)～(ケ)</u> (略)
<u>20</u> 特定一第3表2における事業者の全体又は	<u>19</u> 特定一第3表2における事業者の全体又は

事業分類ごとの電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位(以下「電気需要平準化評価原単位」という。)等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等の事業分類、㉔の構成割合(㉕)、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(㉖)については、特定一第3表1における算定と同じとすること。

- (1) ㉖がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の㉖に換算可能であり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位 $\text{㉖}'$ が算出可能な場合は、以下のア.により事業者全体としての電気需要平準化評価原単位を算出する。

ア. 事業者全体としての電気需要平準化評価原単位 $\text{㉖}'$ が算出可能な場合
事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位 $\text{㉖}'$ を求める。

(ア)～(ウ) (略)

(エ)購入した未利用熱の量の合計(原油換算kl)・・・㉖'

(オ) $(A+A') \times (\text{評価係数} - 1) - \text{㉖} - \text{㉖}' \dots \text{㉔}'$

(カ)～(ク) (略)

- (2) ㉖が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位 $\text{㉖}'$ が算出困難な場合は、以下のア.により事業者の電気需要平準化評価原単位の対前年度比 $\text{㉚}'$ を算出する。

ア. 事業者全体としての原単位 $\text{㉖}'$ の算出が困難な場合
事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比 $\text{㉚}'$ を求める。

(ア)～(ウ) (略)

(エ)購入した未利用熱の量の合計(原油換算kl)・・・㉖'

(オ) $(A+A') \times (\text{評価係数} - 1) - \text{㉖} - \text{㉖}'$

事業分類ごとの電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位(以下「電気需要平準化評価原単位」という。)等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等の事業分類、㉔の構成割合(㉕)、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(㉖)については、特定一第3表1における算定と同じとすること。

- (1) ㉖がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の㉖に換算可能であり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位 $\text{㉖}'$ が算出可能な場合は、以下のア.により事業者全体としての電気需要平準化評価原単位を算出する。

ア. 事業者全体としての電気需要平準化評価原単位 $\text{㉖}'$ が算出可能な場合
事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位 $\text{㉖}'$ を求める。

(ア)～(ウ) (略)

(新規)

(エ) $(A+A') \times (\text{評価係数} - 1) - \text{㉖} \dots \text{㉔}'$

(オ)～(キ) (略)

- (2) ㉖が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位 $\text{㉖}'$ が算出困難な場合は、以下のア.により事業者の電気需要平準化評価原単位の対前年度比 $\text{㉚}'$ を算出する。

ア. 事業者全体としての原単位 $\text{㉖}'$ の算出が困難な場合
事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比 $\text{㉚}'$ を求める。

(ア)～(ウ) (略)

(新規)

(エ) $(A+A') \times (\text{評価係数} - 1) - \text{㉖} \dots$

<p style="text-align: center;">Ⓑ' … Ⓒ'</p> <p style="text-align: center;">(カ) ~ (サ) (略)</p> <p><u>21</u> ~ <u>35</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">Ⓒ'</p> <p style="text-align: center;">(才) ~ (コ) (略)</p> <p><u>20</u> ~ <u>34</u> (略)</p>
--	---